

令和4年度（2022年度）
社会福祉法人 いなほ福祉会
児童発達支援事業 通園らっこ 事業計画書

1、事業所所在地

和歌山県東牟婁郡串本町津荷250-1

電話 0735-67-7135

FAX 0735-67-7136

2、事業の目的・方針

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族、特に串本・古座川地域の子どもたちに通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障すること<発達支援>、また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する家族を支援していくこと<家族支援>、又就学や就園にあたり保健センターや医療の先生と連携し、学校や幼稚園保育所の見学や移行先の先生方との調整を行いスムーズに移行ができるようにネットワークを組織していきます。<地域支援>

3、利用定員

定員 10名 利用登録者 10名 (R4年4月予定)

4、職員体制

職種	定数	現員
管理者	1名（兼務可）	1名
児童発達支援管理責任者	1名	1名（兼務）
保育士または児童指導員	2名	2名
指導員		3名
保育補助（児童指導員）		1名
給食調理員	1名	1名
送迎運転手		1名
嘱託医		2名
合計	4名	11名

5、営業日及び営業時間及びサービス提供時間

① 営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第1・3土曜日

② 営業時間

月～金曜日 8：30～17：00

第1・3土曜日 8：30～12：00

③ サービス提供時間

月～金曜日 9：00～15：00（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第1・3土曜日 9：30～11：30

（適宜親子参加行事等を土曜・日曜に取り組む）

6、今年度の重点方針

<発達支援>・・通所児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適應できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。

<家族支援>・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。また適正な就学や転園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。

① 職員集団づくりと保育の向上に努めます

日々の保育を通して職員集団でしっかり話し合い、保育実践の向上に努めます。職員集団で保育全体を把握していく力量をつけ、更なる保育実践の創造と充実をめざします。

② 子どもの健やかな育ちを保障します

子ども一人一人の発達を見極め、子どもの保育での課題について、発達相談や個別支援計画で確認しながら職員間で意思統一をし、日々の保育で丁寧に取り組むことで、子どもの健やかな育ちを保障します。子どもたちが楽しいと思える『あそび』を職員一人一人が考案し、職員集団で展開していけるよう努めます。

③ 職員の専門性の向上に努めます

時間を有効活用し、法人研修と児童分野での研修を計画的に実施する中で、福祉職員および児童福祉分野職員としての資質の向上に努めます。パート職員も共に学べるような研修を事業所内で計画していきます。

④ 保護者と子どもの発達について確認し合いながら、家族支援を行います

降園時には園での子どもの様子を保護者にお伝えし、また、家庭での心配ごとや困りごとについても保護者からしっかり聞き取り、共に考えていきます。保護者の思いや願いについても保護者の真意に耳を傾け、丁寧に寄り添っていけるよう心がけます。

⑤ 保護者集団の再構築に努めます

コロナ禍で密に集まることが難しい状況が続いておりますので、保護者同士の横の繋がりを意識し、保護者集団の在り方を模索していきます。子どもたちが安心して遊べる場を提供し、保護者同士の交流も深められる場となるよう、15時から16時まで園庭開放を行います。

<地域支援>・・・地域の子育て環境や支援体制の構築

⑥ 関係機関との連携を深めます

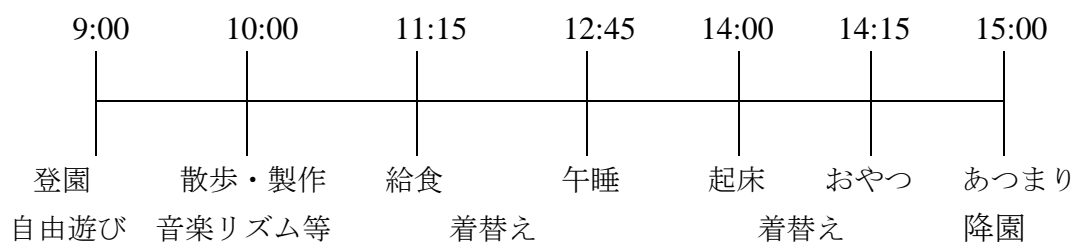
串本町保健センターが主催する「おひさまくらぶ」を月1回第3土曜日に9時30分～11時30分まで、通園らっこを会場に実施します。保健師、こども園の先生方と通園職員で連携を取り、こども園や保育所に通う発達の気になる子どもたちの発達の保障と家族支援を行っていきます。

関係機関としっかり連携を取り、地域の子どもたちについて共に考え、それぞれの立場で必要な支援が重なり合い、共に学んでいけるよう努めます。

7、利用者への福祉サービス

(1) 日課

(月～金曜日)



(第1・第3 土曜日)

9:30 登園 10:00 あつまり・活動 11:30 降園

(2) 保育・療育支援

<ねらい> 子どもはほぼ毎日、1日6時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

<内容>

- ① 道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ、手遊びなどを多くとり入れた保育・療育を行います。
- ② 子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。
- ③ 就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

(3) 親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週1回 火曜日9時から11時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年1回の家庭訪問・年1回の個別懇談を実施します。

系統だった保護者学習会を、通園くじら・通園めだかと共に開催します。

(4) その他必要な援助

園での発達相談の開催と市町による発達相談等への情報提供と同行を行います。

個別療育への同行・個別相談への同行、又受診等への情報提供を行います。

(5) 健康管理

年2回 嘱託医による健康診断を実施します

年1回 歯科嘱託医による歯科検診を実施します

年1回 検尿を実施します

年1回 和歌山県立盲学校の先生による 視力検査を実施します。

(6) 送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、就業されている方、車を運転できない又は遠方で通所困難等でお困りの方については、園と協議し、送迎サービスを行います。保護者の要望をお聞きした上で送迎コースを作成し、送迎利用契約を結びます。

(7) 給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるように支援します。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。

一食につき200円（給食及びおやつも含め）で、給食を提供します。

8、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援事業所として定められた必要書類の整備を行い、記録とし5年間保存します。

9、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

10、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

- ・救命救急講習会の実施（年に1回）

11、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

12、非常災害対策（安全管理）及び事故緊急時の対応

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・避難訓練等の実施（月に1回）
- ・防犯訓練の実施（年に1回）
- ・消防設備等の点検（年に2回）

13、津波対策

避難場所は通園らっこと定め、地震による津波が海拔72メートルの通園らっこまで到達する可能性は低く、基本的に地震及び火災による避難訓練を定期的に行い、地震

がおこった際には動かず園舎にとどまり、「帰宅困難児童（宿泊も想定した）対策」「保護者との連絡および児童の引き渡し方法の確認」「備蓄品の量と質の確認」「職員の帰宅確保」等について想定した計画を保護者と確認し、又上野山地区の自主防災組織、又串本町福祉避難所としての機能もはたすべく自主防災組織の一員として地区の訓練等に参加します。

14、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

虐待防止責任者 榎本 郁美

虐待受付担当者 敷地 美圭

15、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講じます。

苦情解決責任者 榎本 郁美

苦情受付担当者 敷地 美圭

第三者委員 串本町役場福祉課

16、職員（援助者）の援助技術の向上

(1) 職員会議の実施（月2回）

(2) 研修の実施

- ・研修計画の策定
- ・各種研修会への参加
- ・発達の学習・障害についての理解・就園/就学についての学習等
- ・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

17、事務・財務管理

(1) 会計処理の適正化を図ります

(2) 請求事務の効率化・適正化を図ります。

(3) 経費の省力化を図ります

18、その他の業務

(1) 和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います

(2) 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます

(3) 地域との協力を努めます

年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／尿検査／家庭訪問／保護者懇談会／歯科健診

夏：5歳児お泊り保育／夏祭り／進路アンケート実施

秋：運動会／個別懇談／保育所見学／健康診断

冬：クリスマス会／もちつき大会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式／
修了式